解体・改修工事を行う皆様へ

令和３年４月から

# 大気汚染防止法の改正に伴い 兵庫県条例のアスベストに関する 掲示板 が変わりました。

**兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく作業届出に変更はありません。**

大気汚染防止法（以下「法」という。）が改正され、令和３年４月から規制対象がすべての石綿含有建材に拡大されました。兵庫県では、平成17年度から**スレートやビニール床タイルなど非飛散性アスベスト含有建築物等が解体される場合**にもアスベストの飛散が懸念されることから「環境の保全と創造に関する条例」(以下「条例」という。)により規制を行っています。

これまでの作業に関する掲示板

法及び条例による掲示

レベル１

レベル２

条例による掲示

レベル３

掲示板の統一

## 改正法及び条例による掲示

**レベル１**
**吹付け石綿**

**レベル２**
**石綿含有保温材等**

**レベル３**
**石綿含有成形板等**

**法**に基づく
特定粉じん排出等作業実施届出書

**条例**に基づく
特定工作物解体等工事実施届

作業届出対象工事については次ページ

## 解体等工事の流れ

:法改正（強化）
:法改正（新設）

**発　注**

**工事前**

**事前調査**（特定建築材料の使用有無の調査）　知見者の活用は**R5.10.1**から

| アスベスト使用なし | 非飛散性アスベスト(レベル3) | 飛散性アスベスト（レベル1,2） |
|---|---|---|

事前調査結果・作業内容の**発注者への説明**

事前調査結果の
**記録の作成・保存**　3年保存
遅滞なく　兵庫県または政令市への**報告**　報告は**R4.4.1**から

**下請負人への説明**

事前調査結果の**掲示**

7日前までに
**条例**に基づく
特定工作物解体等工事の**届出**
※規模要件あり

14日前までに
**法**に基づく
特定粉じん排出等作業
の**届出**

**工事中**

解体等工事

特定粉じん排出等作業
除去等の措置 **作業基準**の遵守
※届出対象外の作業にも、作業基準（作業方法等の掲示を含む）は適用されます

**工事後**

特定粉じん排出等作業結果の**記録の作成・保存**　3年保存
作業終了後の**発注者への報告**・報告書面の保存

## 作業届出対象の解体等工事について　※上図の規模要件について

| アスベスト使用なし | 非飛散性アスベスト<br>アスベスト含有成形板など | | 飛散性アスベスト<br>吹付けアスベストなど |
|---|---|---|---|
| 延べ床面積1,000㎡以上 | 延べ床面積80㎡以上 | 延べ床面積80㎡未満 | 規模要件なし |
| 建築物の解体工事 | | | 建築物・工作物の解体・改修工事 |
| 環境の保全と創造に関する条例<br>**『特定工作物解体等工事実施届』**<br>届出者：（元請）〔自主施工者〕 | | 作業届出<br>対象外 | 大気汚染防止法<br>**『特定粉じん排出等作業実施届出書』**※<br>届出者：《発注者》〔自主施工者〕 |

※配管保温材の除去時等で、石綿材料に直接触れず石綿粉じんが飛散するおそれがない場合は、法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」は不要ですが、条例に基づく「特定工作物解体等工事実施届」は必要です。

# 掲示板の例について①
## （法又は条例に基づく作業届出の対象工事の場合）

**これまで**　条例による掲示

### 建築物の解体･改修工事のお知らせ

環境の保全と創造に関する条例に基づく基準に従い、石綿等粉じんの排出・飛散防止措置を講じて施工しています。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出年月日 | 平成○年○月○日 | 届出先<br>(TEL) | ○○県民局環境課<br>(○○○－○○○－○○○○) |
| 商号、名称又は氏名 | ○○株式会社<br>○○市○○町○○－○○ | | |
| 法人である場合の代表者の氏名 | 代表取締役社長<br>○○　○○ | | |
| 建築物の解体・改修工事の期間 | 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 | | |
| 作業期間及び作業内容 | 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日<br>（除去作業、封じ込め作業、囲い込み作業） | | |
| 石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要 | （例）<br>作業場所の隔離、湿潤措置、換気装置 | | |
| 連絡先 | TEL　○○○－○○○－○○○○<br>現場責任者　○○　○○ | | |

**令和3年4月から**　法及び条例による掲示

### 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（記入例）

☑石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。
また、 □労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出
☑大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出
□環境の保全と創造に関する条例第57条の規定による作業の届出　を行っております。
石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例の規定に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施について、以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：　○○建設株式会社　○○○○解体工事作業所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出先及び届出年月日 | 兵庫県○○ 労働基準監督署 | | 令和○○年○○月○○日 |
| | 兵庫 都･道･府･県　○○市･区 | | 令和○○年○○月○○日 |
| 調査終了年月日 | | | 令和○○年○○月○○日 |
| 看板表示日 | | | 令和○○年○○月○○日 |
| 解体等工事期間 | 令和○○年○○月○○日 | ～ | 令和○○年○○月○○日 |
| 石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間 | 令和○○年○○月○○日 | ～ | 令和○○年○○月○○日 |

**発注者又は自主施工者**
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
○○不動産㈱　代表取締役社長　○○　○○
住所
兵庫県○○市

**調査方法の概要（調査箇所）**
設計図書の確認
現場での目視及び石綿含有率の分析
（調査個所）
1階～5階

**元請業者(工事の施工者かつ調査者)**
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
○○建設株式会社　代表取締役社長　○○　○○
住所
兵庫県○○市

**調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）**

| | | |
|---|---|---|
| 1階　機械室 | 吹き付け石綿 | アモサイト |
| 2階　金庫室 | 石綿を含有する耐火被覆材 | クリソタイル |
| 3階　便所内PS | 石綿を含有する保温材 | アモサイト |
| 4階　給湯室 | 耐火被覆材 | 石綿含有なし　② |
| 5階　天井スラブ | 吹き付け石綿 | クロシドライト |

○数字は右下欄の「その他の事項」を参照

現場責任者氏名　○○○○
連絡場所　TEL　××－××××－××××
△△△△　を石綿作業主任者に選任しています。

**調査を行った者(分析等の実施者)**
氏名又は名称及び住所
・事前調査・試料採取を実施した者
特定建築物石綿含有建材調査者
○○環境分析センター　○○　○○
登録番号　○○○○○
兵庫県○○市
・分析を実施した者
○○環境分析センター　代表取締役社長　○○　○○
登録番号　○○○○○
兵庫県○○市

**石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法**

| | | |
|---|---|---|
| 石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法 | | 除去・囲い込み・封じ込め・その他 |
| 集じん・排気装置 | 機種・型式・設置数 | ・機種：負圧除塵装置　・型式：○○○-2000　・設置数：○台 |
| | 排気能力(㎥／min) | ○○㎥／min（1時間あたりの換気回数4回） |
| | 使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%) | HEPAフィルター　・捕集効率：99.97%　・粒子径：0.3μm |
| 使用する資材及びその種類 | | ・湿潤剤：○○○○　・固化剤：○○○○<br>・隔離用シート(床○mm、その他○mm)　・接着テープ　等 |
| その他の石綿（特定粉じん）の排出又は飛散の抑制方法 | | （例）・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法<br>（例）・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 |

備考：その他の条例等の届出年月日

**その他事項**
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す
①目視　②設計図書　③分析　④材料製造者による証明
⑤材料の製造年月日

※掲示サイズはA3（42.0cm×29.7cm）以上　　※下地の色は飛散性アスベストが黄色、非飛散性アスベストが白色

# 掲示板の例について②
## （法又は条例に基づく作業届出不要の石綿建材を含む解体・改修工事の場合）

### これまで

作業方法等の掲示義務なし

### 令和3年4月から　法による掲示

**建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（記入例）**

☑石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。
石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の規定に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施について、以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：　○○建設株式会社　○○○○解体工事作業所

| | | |
|---|---|---|
| 調査終了年月日 | | 令和○○年○○月○○日 |
| 看板表示日 | | 令和○○年○○月○○日 |
| 解体等工事期間 | 令和○○年○○月○○日　～ | 令和○○年○○月○○日 |
| 石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間 | 令和○○年○○月○○日　～ | 令和○○年○○月○○日 |

調査方法の概要（調査箇所）

設計図書の確認
現場での目視及び石綿含有率の分析
（調査個所）
1階～5階

調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）

| | | |
|---|---|---|
| 1階 外壁 | 石綿含有仕上塗材 | クリソタイル |
| 2階 床 | 石綿含有成形板等（Pタイル） | クリソタイル |
| 3階 床 | ビニル床シート | 石綿含有なし　⑤ |
| 4階 壁 | ケイ酸カルシウム板第1種 | 石綿含有なし　④ |
| 5階 天井 | 吸音板 | 石綿含有なし　③ |

○数字は右下欄の「その他の事項」を参照

石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法

| | |
|---|---|
| 石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法 | 除去　・その他 |
| 特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 | （例）・剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。<br>（例）・原形のまま手ばらし |
| 使用する資材及びその種類 | ・湿潤剤：○○○○、剥離剤：○○○○<br>・養生用シート（厚さ：○mm）　・接着テープ　等 |

備考：その他の条例等の届出年月日

発注者又は自主施工者
氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）
○○不動産㈱　代表取締役社長　○○　○○
住所
兵庫県○○市

元請業者（工事の施工者かつ調査者）
氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）
○○建設株式会社　代表取締役社長　○○　○○
住所
兵庫県○○市

現場責任者氏名　○○○○
連絡場所　TEL　××-××××-××××
△△△△　を石綿作業主任者に選任しています。

調査を行った者（分析等の実施者）
氏名又は名称及び住所
・事前調査・試料採取を実施した者
一般建築物石綿含有建材調査者
○○環境分析センター　○○　○○
登録番号　○○○○○
兵庫県○○市
・分析を実施した者
○○環境分析センター　代表取締役社長　○○　○○
登録番号　○○○○○
兵庫県○○市

その他事項
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す
①目視　②設計図書　③分析　④材料製造者による証明
⑤材料の製造年月日

※掲示サイズはA3（42.0cm×29.7cm）以上

## 石綿含有仕上塗材及び石綿含有下地調整材の取扱い

**法の改正に伴い令和３年４月以降は、法に基づく作業届出は不要になりますが、延べ床面積80m²以上の建築物の解体工事の場合は条例に基づく「特定工作物解体等工事実施届」が必要です。**

また、届出対象外の作業であっても、法に基づく作業基準を遵守する必要があります。

| 建材 | 法 | | 条例 | |
|---|---|---|---|---|
| | 分類 | 作業届出 | 分類 | 作業届出 |
| 石綿含有仕上塗材※ | 石綿含有仕上塗材（レベル３） | 不要 | 非飛散性石綿含有材料（レベル３） | 必要（規模要件あり） |
| 石綿含有下地調整材 | 石綿含有成形板等（レベル３） | 不要 | 非飛散性石綿含有材料（レベル３） | 必要（規模要件あり） |

※　石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト(ひる石)については、これまでと同様、「吹付け石綿」として扱います。

### 飛散防止措置

**1）湿潤化**

除去を行う際は、原則として湿潤化の措置が必要。この湿潤化には剥離剤を使用する方法も含まれ、作業中において湿潤な状態を保つことが必要。

（除去工法の例）
- 剥離剤併用手工具ケレン工法
- 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度）
- 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- 剥離剤併用超音波ケレン工法
- 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度）
- 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa 以上）　など

**2）隔離養生**

電気グラインダー等を使用して除去を行う場合は、湿潤化に加えて隔離養生（負圧不要）の措置が必要。また、現場の状況等により、十分な集じん機能を有する集じん装置を使用する場合は、隔離養生を行わないことも可能。

（除去工法の例）・隔離養生＋集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法　など

## 条例独自の作業基準について

条例で規制対象となる解体等工事を行う場合は、法の作業基準に加えて、以下の飛散防止基準を遵守する必要があります。

### 条例独自の飛散防止基準

1. 防じんシートその他の資材で、工事現場が覆われていること。
2. 散水その他の方法により、工事現場が湿潤化されていること。
3. 石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な措置が講じられていること。
4. 特定石綿含有材料（レベル1,2）の封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等の接着性、浸透性等の性能を確認し、適正なものを使用すること。囲い込み作業において石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を使用するときも同様とすること。
5. 撤去された非飛散性石綿含有材料（レベル3）の車両への積み込みにおいても石綿粉じんの飛散防止措置が講じられていること。

## 法及び条例の届出先

### 大気汚染防止法に関する届出（「特定粉じん排出等作業実施届出書」）

| 届出窓口 | 連絡先等 | 管轄市町 |
|---|---|---|
| 神戸市<br>環境保全指導課 | 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2F<br>TEL 078-595-6222 | 神戸市 |
| 姫路市<br>環境政策室 | 姫路市安田4-1<br>TEL 079-221-2463 | 姫路市 |
| 尼崎市<br>環境保全課 | 尼崎市東七松町1-23-1<br>TEL 06-6489-6305 | 尼崎市 |
| 明石市<br>環境保全課 | 明石市大久保町松陰1131<br>TEL 078-918-5030 | 明石市 |
| 西宮市<br>環境保全課 | 西宮市六湛寺町10-3<br>TEL 0798-35-3802 | 西宮市 |
| 加古川市<br>環境政策課 | 加古川市加古川町北在家2000<br>TEL 079-427-9200 | 加古川市 |
| 阪神北県民局<br>環境課 | 宝塚市旭町2-4-15<br>TEL 0797-83-3101（代） | 芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町 |
| 東播磨県民局<br>環境課 | 加古川市加古川町寺家町天神木97-1<br>TEL 079-421-1101（代） | 高砂市、稲美町、播磨町 |
| 北播磨県民局<br>環境課 | 加東市社字西柿1075-2<br>TEL 0795-42-5111（代） | 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 |
| 西播磨県民局<br>環境課 | 赤穂郡上郡町光都2-25<br>TEL 0791-58-2100（代） | 神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町 |
| 但馬県民局<br>環境課 | 豊岡市幸町7-11<br>TEL 0796-23-1001（代） | 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 |
| 丹波県民局<br>環境課 | 丹波市柏原町柏原688<br>TEL 0795-72-0500（代） | 丹波篠山市、丹波市 |
| 淡路県民局<br>環境課 | 洲本市塩屋2-4-5<br>TEL 0799-22-3541（代） | 洲本市、南あわじ市、淡路市 |

### 環境の保全と創造に関する条例に関する届出（「特定工作物解体等工事実施届」）

(1)延べ床面積1,000m²以上 又は 法対象外の飛散性アスベスト → 各市町環境保全担当課

(2)延べ床面積80m²以上1,000m²未満

◇ 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市 → 各市環境保全担当課

◇ 芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市 → 各市建築指導担当課

◇ 上記以外の市町 → 下表の建築指導担当課

| 届出窓口 | 連絡先等 | 管轄市町 |
|---|---|---|
| 阪神北県民局<br>宝塚土木事務所<br>まちづくり建築課 | 宝塚市旭町2-4-15<br>TEL 0797-83-3101（代） | 猪名川町 |
| 東播磨県民局<br>加古川土木事務所<br>まちづくり建築課 | 加古川市加古川町寺家町天神木97-1<br>TEL 079-421-1101（代） | 稲美町、播磨町 |
| 北播磨県民局<br>加東土木事務所<br>まちづくり建築課 | 加東市社字西柿1075-2<br>TEL 0795-42-5111（代） | 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 |
| 中播磨県民センター<br>姫路土木事務所<br>まちづくり建築第1課、第2課 | 姫路市北条1-98<br>TEL 079-281-9653（代） | 神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町 |
| 但馬県民局<br>豊岡土木事務所<br>まちづくり建築第1課、第2課 | 豊岡市幸町7-11<br>TEL 0796-23-1001（代） | 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 |
| 丹波県民局<br>丹波土木事務所<br>まちづくり建築課 | 丹波市柏原町柏原688<br>TEL 0795-72-0500（代） | 丹波篠山市、丹波市 |
| 淡路県民局<br>洲本土木事務所<br>まちづくり建築課 | 洲本市塩屋2-4-5<br>TEL 0799-22-3541（代） | 洲本市、南あわじ市、淡路市 |

詳細は、ひょうごの環境ホームページ ＞ 大気環境 ＞ アスベスト

のページをご覧ください。 【URL】 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321

令和3年3月版 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課 作成

02農P2-106A4